

令和 6 年 7 月 1 日
(一社) 栃木労働基準協会

令和 5 年度「S+S 運動」記録証の申請に係る Q & A について

栃木労働基準監督署管内「S+S(持続可能な安全作業)」推進運動の取組の一環として、当協会では第 14 次労働災害防止計画(政府が進める中期 5 か年計画)の推進を踏まえ、「S+S 運動」記録証授与制度を策定しました。

今般、令和 5 年度(令和 5 年 5 月 12 日～令和 6 年 3 月 31 日)中、S+S 運動に関する何らかの取組を進め無災害(業務上の休業 1 日以上)の災害が無いであった会員事業場から、令和 6 年 7 月中(7 月 1 日～7 月 31 日)に「令和 5 年度「S+S 運動」記録証申請書」(以下「申請書」という。)の提出を受け、9 月 5 日付けで当協会長名の「令和 5 年度「S+S 運動」記録証」を授与・交付することと致しました。

Q 1. この制度の趣旨等は何か。

A この記録証を開始するに当たっては、栃木労働基準監督署が主唱し当協会が主催者として進める「栃木労働基準監督署管内「S+S(持続可能な安全作業)」推進運動」(以下、「S+S 運動」という。)の実施要綱の趣旨で「労働災害を防ぐためには、ひとりひとりが危険を熟知した高い安全意識を持ち、労働災害防止のための基本ルールを遵守することで、労働災害を発生させない「持続可能な安全作業」が可能となり、結果として、かけがえない命を守ることに繋がる。

併せて、令和 5 年度から「第 14 次労働災害防止計画」が始動することも踏まえると、労働災害を様々な環境から発生させないためには、いままでにない新たな取組みが必要である。」とされております。

また、第 14 次労働災害防止計画では、その 4. 1「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」がある意味テーマとなっており、各事業場が主体的に取り組み、無災害であった場合に顕彰する仕組みとして、第 14 次労働災害防止計画と軌を一にする当運動もその趣旨に叶うものと考えております。

Q 2 この記録証は協会員のみが対象なのか。それは何故か？

A 監督署が主唱する「S+S 運動」は、監督署の管轄地域全域の事業場に及ぶが、協会ではその主体的な能力や事務量等から総合的に判断して、会員事業場に限定して当該「S+S 運動」記録証制度を開始したものであります。

Q 3 この記録証の申請に当たって、対象事業場を労働基準法の適用事業場に適用するとしておりますが、その意味を教えてください。

A 労働基準法における「事業場」の考え方は、主として場所的観念（同一の場所か離れた場所かということ）によって決定され、同一の場所にあるものは原則として一つの事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされています。

ただし、例外として、同じ場所であっても、労働状態や業態が違えば、別の事業場とみなすというものです。

例えば、工場で生産にあたる労働者と、工場内の食堂で食事を作る労働者とでは業態が全く異なります。その場合は、別々の事業場とみなします。

なお、本件制度では、原則は労働基準法の適用事業場としますが、大規模事業場等であって安全衛生管理の観点から別個のものであるということであれば、同一の場所であっても一定の規模感がある場合は分けて申請していただくことも可とすることを考えております。

この場合は、あらかじめ協会事務局にご相談ください。

Q 4 この記録証を申請するに当たって、有期事業場（建設店社は除く）については除外するとなっているが、何故か？

A 有期事業場としては、建設現場が考えられるが、記録証制度の趣旨として、令和5年度から令和9年度の各単年度縛りで記録証制度を考えていること、令和5年度から令和9年度までの5年間のすべてで記録証を授与・交付された事業場を令和10年度栃木地区産業安全衛生大会で表彰（顕彰）することを組み入れている関係上、建設現場等の有期事業場は外しているものであります。

なお、建設店社は継続事業場として、会員であれば適用されます。

Q 5 休業を伴う通勤災害が発生したが、本件の対象として申請することは可能か？
また、新型コロナウイルス感染症によって休業した場合はどのように考えるのか？

A 当該授与基準規程第3条第3項において、「無災害とは、業務上の災害のないこととする。但し、休業のない災害は無災害として扱う・・・」としており、通勤災害は業務上災害ではないので、授与基準規程上問題は無く申請頂けます。

また、新型コロナウイルス感染症により業務上災害と認定された場合は、業務災害であっても例外的に申請対象として頂けることと致します。

Q 6 記録証制度を申請したいが、申請書の実施事項はどの程度記載することが必要か。

A 当該申請書の案内チラシの中の申請書事例を参考にさせていただき、簡潔にご記入いただければと考えております。

I 実施事項では、1 作業現場の安全管理～7 その他まで、該当する箇所に簡潔にご記入いただきたい。（特段、資料等の添付は必要はない。）

Ⅱ 無災害記録の疎明資料は、S+S運動のポスターの消込写真を添付していただくか、又は、事業場代表者の当該年度「無災害」である証明書の提出(任意様式)をいただくことにより確認とすることとしております。

外に、特に資料の提出等は求めないこととしております。

Q7 申請書の提出方法を教えて欲しい。

A 提出方法は、メール、FAX、郵送等をお願いしたい。また、申請書は、協会事務局まで7月中に提出をお願いしたい。

Q8 申請書を7月1日から7月末日までに限定したのはなぜか？

A 前年度の冠をつけた記録証の授与であり、日程的にも余裕があるものと考えられること、又、1箇月の期間を区切ることによって協会事務局の対応も取り易いものと考えております。

Q9 申請書を提出し、記録証を受領するに当たって、費用等は掛かるのか？

A 記録証は、無料にて授与・交付致します。

今般の「令和5年度「S+S運動」記録証」の授与・交付は、令和6年9月5日付けで行うこととして、9月5日、栃木商工会議所1階ホールで開催の「衛生管理研修会」の前に、授与・交付式を開催することとしております。

授与された事業場名は、会報第276号(令和7年1月1日発行)にて掲載する予定にしております。